

岡山地方裁判所 平成●●（〇〇）第●●号 行為の違法等確認請求事件
国側当事者・国
令和元年11月5日却下・控訴

判 決

原告	X
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
同指定代理人	山西 浩仁
同	川合 康之
同	松本 和博
同	古谷 武士
同	岸本 寿美子
同	岡田 侑大
同	渡辺 孝之
同	山崎 保彦
同	石原 含英

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 差押調書謄本作成（平成26年9月9日付）から充当（平成29年9月11日付）に至る過程における被告の行為の違法確認を求める（差押額79万7700円、充当額38万7396円）。
- (2) 上記に関連する【平成●●年（〇〇）第●●号事件】における、被告準備書面における虚偽記載の確認を求める。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 本案前の答弁

主文同旨

(2) 本案の答弁

- ア 原告の請求をいずれも棄却する。
- イ 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 請求原因

ア 請求の趣旨(1)について

被告の以下の各行為(以下「本件各行為」といい、下記①ないし⑧の各行為をそれぞれ「本件①行為」などという。)は違法であるから、原告は、被告に対し、本件各行為の違法確認を求める。

- ① 被告が原告に対し、平成26年9月9日、債権差押通知書(甲1)及び差押調書謄本(甲2)を交付した行為(本件①行為)
- ② 被告が岡山地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号不当利得返還請求事件(以下「別件不当利得返還請求事件」という。)において提出した平成30年9月12日付け第1準備書面及び同年11月30日付け第2準備書面(以下、これらを併せて「別件各準備書面」という。)に、i)「平成26年分は、平成26年6月30日が経過するときに既に確定している」、ii)「被告が原告に対し、平成26年分申告所得税及び復興特別所得税に関し、処分を行った事実はない」、iii)「原告から、指定日までに連絡がなかったことから」、iv)「被告が上記郵便物を受領した事実はなく、これを自ら原告に対して返却した事実もない」、v)「被告が、郵便物の受取拒否をした事実はない」、vi)「納税猶予申請・面談希望を却下したことはない」、vii)「原告の個人的意見である」との各記載(以下「本件各記載」という。)をした行為(本件②行為)
- ③ 被告が原告に対し、平成27年3月9日、差押解除通知書(甲4)を交付した行為(本件③行為)
- ④ 被告が原告に対して交付した充当通知書(甲8)の受入区分欄に「交付要求受入金」と記載し、また、同通知書に「不服申立てまたは取り消しの訴えの提起に関するお知らせ」の書面を同封しなかった行為(不作為。本件④行為)
- ⑤ 被告が原告に対して交付した「残余金の交付について」と題する書面(甲9)に「配当金」との記載をした行為(本件⑤行為)
- ⑥ 被告が、平成30年3月23日、原告を被供託者として199円を供託し、同供託に係る供託通知書(甲12)に「配当金として受け入れた」との記載をした行為(本件⑥行為)
- ⑦ 原告の「本件充当・供託行為は不適法である」旨の通知(甲13、14)に対して、被告が何の対応もしなかった行為(不作為。本件⑦行為)
- ⑧ 原告が被告の要請に応じて、平成28年10月30日付けで被告に提供した資料について、被告が調査分析をせず、その返還要請にも応じなかった行為(不作為。本件⑧行為)

イ 請求の趣旨(2)について

被告による別件各準備書面における本件各記載は虚偽であるから、原告は、被告に対し、本件各記載の虚偽確認を求める。

(2) 本案前の答弁に対する反論

別紙1ないし4のとおり。

2 被告の主張

(1) 本案前の答弁

ア 請求の趣旨（１）に係る本件各行為の違法確認を求める訴えについて

（ア）確認の利益を欠くこと

本件各行為の違法確認を求める訴えにおいて原告の主張する本件各行為の違法性の有無は、別件不当利得返還請求事件又は本件各行為の違法を主たる請求原因として平成２６年分及び平成２７年分の所得税及び復興特別所得税に係る各決定処分並びに無申告加算税の各賦課決定処分の取消しを求める抗告訴訟（岡山地方裁判所平成●●年（〇〇）第●●号所得税等決定処分取消請求事件（以下「別件決定処分取消請求事件」という。）において主張立証され、これらを審理する裁判所において適切に判断され解決されるべき事柄というべきであって、本件訴訟により、本件各行為の違法性を審理することが当事者間の紛争の解決に適切であるなどとはいえない。

したがって、請求の趣旨（１）に係る本件訴えは、確認訴訟の選択の適否という観点からみて、確認の利益が認められないから、不適法として却下されるべきである。

（イ）二重起訴の禁止に抵触すること

原告は、別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件において、主たる請求原因として、本件各行為の違法を主張しているから、本件各行為の違法確認を求める訴えは、別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件と本件各行為の違法性の有無という権利関係の基礎が同一であり、いずれの事件においても本件各行為の違法性の有無が主たる争点となっている。

したがって、請求の趣旨（１）に係る本件訴えは、同一性を有する事件が既に裁判所に係属しているものというべきであって、二重起訴の禁止に抵触するから、不適法として却下されるべきである。

なお、本件各行為の違法確認を求める訴えは、形式的には別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件とは訴訟物を異にすることから、直接的には二重起訴には該当しないと解したとしても、上記のとおり、争点は同一であり、実質的に二重起訴の禁止に抵触するものとして、あるいは、訴訟上の信義則に反するものとして、不適法として却下されるべきである。

（ウ）本件④行為、本件⑦行為及び本件⑧行為（以下「本件各不作為」という。）は不作為の違法確認の訴えとしても不適法であること

本件各行為の違法確認を求める訴えのうち、本件各不作為の違法確認を求める部分について、仮に、行政訴訟（抗告訴訟）としての不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）３条５項）と解したとしても、本件各不作為に係る行政庁の作為を求めることについて、法令上、原告にそのような申請権を付与する規定は存在せず、仮に、原告が、行政庁に対してその作為を求めたとしても、それは「法令に基づく申請」には当たらないし、また、本件各不作為に係る行政庁の行為それ自体は、法律上国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものではなく、「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」には当たらない。

したがって、請求の趣旨（１）に係る本件訴えのうち、本件各不作為の違法確認を求める部分について、不適法として却下されるべきである。

（エ）本件各行為の違法確認を求める訴えは、実質的当事者訴訟としても不適法であること

本件各行為の違法確認を求める訴えについて、仮に、行訴法上の実質的当事者訴訟としての公法上の法律関係に関する確認の訴え（行訴法4条後段）と解したとしても、原告は、違法な行政行為によって生ずべき負担や義務のないことの確認を求めているのではなく、あくまで被告による行政行為それ自体の違法の確認を求めていると解される。

したがって、請求の趣旨（1）に係る本件訴えは、不適法として却下されるべきである。

イ 請求の趣旨（2）に係る本件各記載の虚偽確認を求める訴えについて

（ア）本件②行為について

本件各記載の虚偽確認を求める訴えは、本件②行為の違法確認を求める部分と、実質的には同一の事項についての確認を求めるものであって、実質的には本件各行為の違法確認を求める訴えの一部を構成するものである。

したがって、請求の趣旨（2）に係る本件訴えは、上記ア（ア）、（イ）と同様の理由によって、不適法として却下されるべきである。

（イ）確認の利益を欠くこと

本件各記載の虚偽確認を求める訴えは、別件不当利得返還請求事件において被告が提出した別件各準備書面に「虚偽の記載がある」という事実の確認を求めるものであるところ、仮に、別件各準備書面に虚偽の記載があったとしても、原告の何らかの権利ないし法的地位に影響を生じさせるものではなく、原告の法的地位が民事訴訟によって保護されるべき場合には当たらない。

したがって、請求の趣旨（2）に係る本件訴えは、事実の確認を求めるものであるという観点からみて、確認の利益が認められないから、不適法として却下されるべきである。

（2）請求原因に対する認否

ア 請求原因はいずれも否認ないし争う。

イ 本件①行為、本件③行為ないし本件⑥行為について

被告が、原告に対する所得税等の租税債権を徴収するために行った、原告の給料等債権に対する差押処分後の充当処理に係る手続（本件①行為、本件③行為ないし本件⑥行為）は、いずれも関係各法令にのっとり適式かつ適法なものである。

ウ 本件⑦行為及び本件⑧行為について

税務署職員が、一般的に、納税者からの問い合わせに対して、逐一これに対応して回答しなければならない法令上の義務はなく、本件⑦行為に違法性はない。

また、岡山東税務署が原告に対し資料の提供を求めたことはなく、また、原告から提供された資料についても、原告に返還の約束をした上で受領したのではなく、本件⑧行為に違法性はない。

エ 本件②行為について

本件各記載が虚偽であることを基礎付ける資料は存在せず、本件②行為に違法性はない。

理 由

1 本案前の答弁のうち、請求の趣旨（1）に係る本件各行為の違法確認を求める訴えについて

(1) 確認の訴えは、争いある権利または法律関係の存在または不存在についての確定を求める訴えであり、この訴えに対して、裁判所は、原告の特定した権利または法律関係の口頭弁論終結時における存在または不存在を確定する判決を言い渡すことになるとともに、その判決が確定すれば、判決で確定された権利または法律関係の存否について既判力が生じる。これによって、確認訴訟は、現在の紛争を解決するとともに、将来の紛争を防止するという予防的機能の面を有することになる。こうした確認の訴えの性質から、裁判所として確認判決をする必要性、いわゆる権利保護の利益の存在が問題となり、即時確定の利益、すなわち、原告の権利またはその法律上の地位に現に危険・不安が存在すること、その不安が被告に起因すること、そしてその不安の除去のために、求められている確認の対象について判決することが必要かつ適切である場合に限り、確認の訴えは適法となる。

そこで検討すると、証拠(乙2ないし4、6の1ないし6の6、34、35、40)及び弁論の全趣旨によると、原告は、本件各行為の違法確認を求める訴えに先立ち、本件各行為の違法を主たる請求原因として、不当利得返還ないし国家賠償を求める給付訴訟(別件不当利得返還請求事件)を提起したほか、本件各行為の違法を主たる請求原因とする別件決定処分取消請求事件を提起し、いずれの訴訟も係属中であること、別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件において、本件各行為の違法性の有無が主たる争点として審理されていることが認められる。

そうすると、別件不当利得返還請求事件及び別件決定処分取消請求事件とは別個に、本件各行為の違法確認を求める訴えにおいて本件各行為の違法性の有無を審理することによって現在の紛争解決になるとか、本件各行為の違法確認の判決をすることが必要かつ適切であるなどということとはできない。

したがって、請求の趣旨(1)に係る本件各行為の違法確認を求める訴えについては、確認の利益があるとは認められず、不適法である。

(2) なお、原告は、請求の趣旨(1)に係る本件各行為の違法確認を求める訴えは行政訴訟ではないと主張するため、検討するまでもないが、仮に、上記訴えのうち本件各不作為の違法確認を求める部分について、行政訴訟(抗告訴訟)としての不作為の違法確認の訴え(行訴法3条5項)と解したとしても、また、上記訴えについて、行訴法上の実質的当事者訴訟としての公法上の法律関係に関する確認の訴え(行訴法4条後段)と解したとしても、いずれも不適法である。すなわち、不作為の違法確認の訴え(行訴法3条5項)が許されるためには、法令に基づく申請のあることが必要であり、かつ、法令に基づく申請であるためには、それに対して行政庁が応答義務を負うものであることが必要であるところ、本件各不作為に係る行政庁の作為を求めることについて、法令上、原告にそのような申請権を付与する規定は存在せず、原告が行政庁に対してその作為を求めたとしても、それは「法令に基づく申請」には当たらないというべきであるからである。また、実質的当事者訴訟としての公法上の法律関係に関する確認の訴えにおいても、上記(1)と同様に、確認の利益のあることを要するところ、上記(1)のとおり、請求の趣旨(1)に係る本件各行為の違法確認を求める訴えについては、確認の利益があるとは認められないからである。

(3) その他、原告は、請求の趣旨(1)に係る本件各行為の違法確認を求める訴えは行政の行為を争う「行為訴訟」として位置付けられ、確認の利益がある旨主張するが、「行為訴訟」という訴訟類型の法的な性格は不明であり、これを前提に確認の利益があるとする原告の主

張はそれ自体失当である。

- 2 本案前の答弁のうち、請求の趣旨（２）に係る本件各記載の虚偽確認を求める訴えについて確認の訴えは、前記１（１）のとおり、原告が請求の趣旨で特定した権利または法律関係の存在または不存在を既判力をもって確定することにより、原告の法的地位の安定を図ることを目的とする。したがって、その確認の対象となるのは、原則として、現在の権利または法律関係の存在または不存在の主張であるから、法律関係を証する書面の真否の確認を求める場合（民訴法１３４条）を除いては、事実の存否の確定のために確認の訴えを提起することは許されず、事実の存否を確定するための確認の訴えは、確認の対象としての適格を欠くこととなり、不適法となる。

そして、請求の趣旨（２）に係る本件各記載の虚偽確認を求める訴えは、別件不当利得返還請求事件において被告が提出した別件各準備書面に虚偽の記載があるか否かという事実の存否の確定を求めるものであるから、上記のとおり、確認の対象としての適格を欠き、確認の利益があるとは認められないというべきである。また、仮に、本件各記載が虚偽であったとしても、原告の何らかの権利ないし法的地位に影響を生じさせるものではないから、原告の法的地位が民事訴訟によって保護されるべき場合ではなく、やはり、確認の利益があるとは認められない。

- 3 よって、原告の請求はいずれも不適法であるから、これらを却下することとし、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第２民事部

裁判官 國屋 昭子

第3. 確認の利益

01. 現段階において、岡山東税務署の対応は、①「面談要請」却下、②「説明義務」不履行、③「納税猶予申請」却下（平成29年度課税には、無申告課税・延滞税賦課）等々である。これまでの、経緯を踏まえ、上記対応が是正される可能性は、極めて少ない。これは「不安」要件である。

02. 国税徴収法には、納税者の生活についての規定¹⁾がある。課税率が、『固定勤務先の実収入に比すると100%を超える』ことは、社会通念上からも、相談に応じる『特段の事情』に該当する水準である。最高裁判断の特段の事情³⁾を、岡山東税務署が考慮する可能性は、これまでの経緯から推し量るに、極めて低い。

¹⁾ 納税の緩和制度、超過差押及び無益な差押の禁止等々（徴48/75-78/151/153/通則105/所118）

²⁾ 税務署長はじめ、徴収官誰であっても、原告と同様な立場に置かれたなら、当然、納税について、納得のいく対応を求める水準である。

³⁾ 平成23年民訴法改正民訴法第3条の9

03. 納税額が確定していないにもかかわらず、毎年、無申告・延滞税等々を課しての処分が決定されている。この状況は、署内で情報共有されているはずであるし、その点については、重ねて要請している（平成30年6月）。にもかかわらず、杓子定規に、延滞税・無申告課税賦課の上、決定され続けている。税務署による、この不適法行為は、原告の生活を脅かす現実的な脅威である。

04. 岡山東税務署の要請もあり、現況判断するための要件、及び、課税の判断のためということで、数十頁に及ぶ資料を提出している¹⁾。ところが、調査、現況確認されることもなく、一旦、返却をしてもらおうとしたが、資料提出後3年余経過するが、未返却²⁾である。事情解明に寄与するであろう資料なのだが、それが返却されていないことは、原告にとって、個人情報漏洩の観点からも、不安要件である。

¹⁾ 平成28年10月30日付 例外的事情と解釈したとしても、例外だとしても。実例であるので、検証すべき対象である。しかるに、調査解析なしに、『未申告課税賦課』がなされる決定がなされている。

²⁾ 資料提出後数カ月が経過しても、無返答。調査分析等の回答を望んだが無視。ついに、資料の返還を求めた（平成29年12月24日）が無視。再度回答を求めた（平成30年6月26日）が、無視。個人の資産目録でもあり、その周辺事情の詳細情報でもある当該資料集は、個人情報上、うかつに扱われてはならないものである。少なくとも、現時点では、個人情報保護法違反に該当する。

05. 原告は、25回（別表3）に及び説明を求めているが、実に、25回全てに、被告は無回答である。25回に渡る説明責任不履行の経緯からみて、今後も、納税者に対する根拠ある説明

が得られる可能性は、極めて低い。原告にとって、現実的な不安・脅威であるとともに、権利侵害の危険性を伴っている。

上記を以て、被告の行為の違法確認は、確認の利益がある。

第1【答弁書第2本案前の答弁の理由】に対する反論

被告は、本件・行為の違法確認の訴えを、(1) 確認の利益を欠く、(2) 二重起訴の禁止、(3) 行政事件訴訟法3条5項にある「不作為の違法確認の訴え」に該当しない等々の理由にて、本訴を不適法なものと主張しているが、本来の定義に照らして、十分に、適法性のある提訴である。被告は、本件事実を、納税者からの真摯な訴えとして受け止め、信頼に足る国税徴収行為に向けて、改善の機会とすべきである。また、他訴訟と作為的に関連づけて、本件の訴えの意義を歪めるべきではない。

1. 行為の違法確認訴訟の性質

行為の違法確認訴訟は、行政の行為を争う行為訴訟と位置付けられ(芝池義一「抗告訴訟と法律関係訴訟・磯部力編「行政法の新構想3—行政訴訟法」)、「行政庁の当該行為が違法であることを確認する」旨の判決を得ることを目的とするものであり、訴訟の対象となるのは行政庁の行った行為である。本訴では、請求の原因に記した【①差押調書謄本作成から充當に至る過程の徴収行為、②平成●●年(〇〇)第●●号事件における作話及び虚偽記載行為】を対象としているので、行為の違法確認の対象としての要件は満たされている。

行政庁の行為が違法であることを導く審査方法は多々あるが、行為の違法確認訴訟においては、法律関係訴訟と異なり、行政庁の裁量統制(判断過程統制)を行うことができる(塩野宏『行政法—行政法総論「第5版」)。判断過程の統制の方式として、最高裁(最判平成18/11/2民集60巻)は、『その基礎とされた重要な事実と誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、または、事実に対する評価が明らかな合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となると解するのが相当である』と判示している。

行政庁の判断過程を審査する判断過程統制審査の具体的な下位基準として、

- ① 重視すべきでない考慮要素の重視(他事考慮)
- ② 考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠くこと(評価の明白な合理性の欠如)
- ③ 当然考慮すべき事項を十分に考慮しないこと(考慮不尽)

等がある(桜井敬子・橋本博之「行政法第3版」)。

従って、行為の違法確認訴訟において、判断過程統制審査によって裁量逸脱・濫用を導くにあたって、当該行政庁の判断過程において「考慮されなかった」原告の実体法上の利益ないし手続き的利益などに着目して審査することができる。同手法により、原告は、実体法上の利益や手続き的利益等を本訴の範囲に含めて提訴したものである。

一方、法律関係訴訟の訴訟物は、当該個人と行政主体の間における公法上の法律関係であり、訴訟物は特定されることが要求される。それ故、原告が主張する法律関係は、個別具体的なものとなり、当該訴訟における審査対象は、原告が特定した個別具体的な権利利益に限定され、その結果、原告が有する他の実態的な権利利益や手続き上の地位等は、当該訴訟においては審理の対象外となる。別訴・不当利得返還請求事件において、被告は、『原告の行為の違法の訴えを全て棄却された』と主張しているが、事実誤認であり、事実排斥である。当該訴訟一審裁判官は、行為の違法に関しては、事実の存否は別にするとして、違法確認については、脇に置く判断をしたのが事実である。誤認識を促

すような被告の当該主張が事実でないことを明記するものである。

同訴訟の判決にみられるように、行政庁が決定を下すにあたり、原告の他の実体的な権利利益及び手続上の地位等を考慮しなかったとしても（違法行為が行われていたとしても）、当該法律関係訴訟では、司法は、行政庁が行った当該行為の事項全てを審判しない場合があることは、別訴の判決で明らかとなった。それゆえに、本訴・行為の違法確認訴訟を提起したものである。

以上、法律関係訴訟との対比によって、行為の違法確認訴訟の性質、並びに機能は異なり、審査対象が異なるのである。よって、被告の、『仮に原告が、本件各記載が虚偽であると考えるのであれば、その旨別件不当利得返還請求事件の訴訟手続の中で主張して、その主張の当否につき、受訴裁判所の判決を仰げばよいのであって、本件訴訟において、同趣旨の主張を行うことそれ自体が明らかに失当である』との主張は失当である。

2. 行為の違法確認訴訟の意義

行為の違法確認訴訟は、行政庁の行為について審査する「行為訴訟」の機能と、対象物を確認する「確認訴訟」の機能を有する。

1. 行為訴訟としての機能

行為訴訟としての機能分析においては、取消訴訟が有する機能が適応される。取消訴訟は形成訴訟であり、行為の違法確認訴訟は確認訴訟であることから、その性質に違いがあるが、両者は、行政庁の行為を直接攻撃することによって、原告の権利救済を図ることを目的とする機能を有する。取消訴訟の機能として、現状回復機能、適法性維持機能、差止機能、再度考慮機能、反復防止機能等がある。（塩野宏 行政法Ⅱ－行政救済法「第5版」）。

反復防止機能は拘束力によって根拠付けられるものである（田中二郎 行政法上巻 第2版、芝池義一 行政救済法講義 第3版）、反復防止機能は再度考慮機能に包含される。行政側に再度考慮させるにあたり、同一理由による同一処分を下すことを許すのでは、再度考慮させた意味がないという根拠ともなる。これらの機能のなかで、行為の違法確認訴訟においては、適法性維持機能と、再度考慮機能（反復防止機能）を有すると解されている。再度考慮機能は行訴法33条を根拠とする。行訴法43条1項は行訴法33条1項を準用するので、行為の違法確認訴訟は、再度考慮機能を有するとされる。

行為の違法確認訴訟は、違法性を確認するに過ぎず、処分を取り消すものではない。そのため、違法状態を直接排除するものではない。行政法31条による取消訴訟の事情判決の場合、違法な行政処分であっても取り消されないが、処分が違法であることが判決主文で宣言されるため、間接的に、適法性維持機能を有すると解釈されている（宇賀克也 行政法概説Ⅱ行政救済法 第3版 宇賀教授は、法治国原理担保機能と称し、その内実は、取消訴訟により違法な行政処分を排除し適法な状態を復元する機能としている。塩野教授提唱の適法性維持機能と共通するものである）。

事情判決における判決主文と、行為の違法確認における判決主文は、当該行為が違法であることを確認するという点で同一であり、両訴訟における判決が有する影響は同質である。従って、行為の違法確認訴訟は、適法性維持機能を有する（山田謙吾 法律時報85巻 実質的当時者訴訟としての確認訴訟についても、行政決定を確認の対象とした場合、違法確認機能を備えるとしている）。

2. 確認訴訟としての機能

私法上の法律関係に関する確認訴訟は、『予防的救済機能』、『包括的救済機能』、『規制的救済機能』を有するとされる。このなかで、行為の違法確認訴訟は『予防的救済機能』と『包括的救済機能』

能』を有する（南博方・高橋滋編 条約行政事件訴訟法 第3版 竹下守夫 2009、伊藤眞 確認訴訟の機能 判例タイムズ2）。

予防的救済機能とは、権利侵害が発生し又は権利侵害の危険が現在化する以前に、当事者間の実体的権利関係を確定し、確定された実体的権利関係に適合した行動を取ることを当事者に期待して、権利侵害ないし紛争を防止する機能である。行為の違法確認訴訟が民事訴訟と異なる重要要素は、私人ではなく、行政主体が当事者となることである。行政主体は、民事訴訟における私人に比して、適法性の維持を期待し得る存在である。その理由は、法律による行政の原理により、行政活動が法律に基づき、法律に従って行われることが義務付けられ、実際に行われた行政活動が法律に違反した場合には、事後的に裁判所が法律違反と宣言することで適法性を回復する仕組みを整備することを要請されている（桜井敬子・橋本博之 行政法 第3版）。従って、行政側は、自身の行為が違法であると確認されると、当該行為を是正することが要請され、当該行為に基づく行為を行うことが許されなくなる。

包括的救済機能とは、その物件や包括的法律関係自体を対象とし、その存否を確定することで、紛争を包括的に解決する機能であり、相手方に判決の判断内容の尊重を強いるものである。行政庁の行う一つの行為が、一個人との法律関係を複数回に及び形成させ、当該個人に対して複数の義務を課す。当該個人に対して複数の義務を課した行政庁の行為の違法を直接確認すれば、当該行為から生じた個人の不利益について包括的に解決することができる。よって、行為の違法確認訴訟は、包括的救済機能を有する。

以上、行為の違法確認訴訟は、①適法性維持機能、②再度考慮機能（反復防止機能）、③予防的救済機能、④包括的救済機能を有し、行政上の法律関係における国民の実効的な権利救済手段足り得る（山下義昭 行為の違法確認の訴えについて）。本訴は、以上の法的背景を深慮して判断されるべき訴えで、被告にとって不都合な事実が多いとしても、不当行為を行った者、及びその責任を取り得る立場の者は、事実の直視の上に、判断、訂正がなされるべきである。

3. 確認の利益について

確認の利益の有無は、(A) 解決手段として確認の訴えを選ぶことの適否（方法選択の適否）、(B) 確認対象としてどのようなものを選択するか適否（確認対象の適否）、(C) 解決すべき紛争の成熟性の観点（即時確定の利益である）の3点から判断される（高橋宏志 重点講義 民事訴訟法）。被告は、本件・行為の違法確認の訴えを、確認の利益を欠く、二重起訴の禁止、行政事件訴訟法3条5項にある不作為の違法確認の訴えに該当しないとして、本訴を不適法であると主張している。

不作為の違法確認等請求事件について、「不同意行為の違法確認訴訟」を提起した場合、訴訟要件を満たす事例がある（最判平成7・3・23民集49巻）。同事案の紛争の発端は、都市計画法32条所定の同意を拒否したことである。都市計画法30条2項より、開発許可の申請書に当該同意を得たことを証する書面の添付が求められているために、原告が開発行為の許可申請をしても不許可とされる蓋然性が高い事案であった。違法確認訴訟において不作為を認める判決が出た場合、公共施設の管理者である盛岡市長に、当該同意をするか否かについて『再度考慮』させることができ、結果として、当該不作為に起因する開発許可の申請ができない不利益が解消するので、当該不作為の違法確認は、紛争の解決のため最も適切である（綿引万里子 判解 最判解）。よって、「行政事件訴訟法3条5項にある不作為の違法確認の訴えに該当しない」との主張は失当である。

上記事例にもみるように、行為の違法確認訴訟は、法律関係訴訟において原告の実態上の権利・利

益の肯定が難しい事案においても、手続きの違法等諸般の事由を理由として違法判決を得、行政庁に再度考慮させることができる機能を有する。つまり、実体法上の地位の存在等を直接確認することまではできない事例においても、再度考慮させることにより、行政庁の判断を変更し得るのである。それは、行為の違法確認訴訟の固有の意義の有効性の証明であり、当事者訴訟の在り方と意義ある整合性を有する。即ち、行政庁の行為への影響という点で、行為の違法確認訴訟の強い意義があるのである（村松暁 一橋大学法科大学院）。

被告は、『二重提訴』だの、『裁判所の負担』だの、独断による非本質的な概念を述べているが、訴訟の意義及び動機に焦点を戻せば、本訴が適切な訴訟であることは明らかである。裁判所の負担云々は、事実を重んじる裁判所機能をむしろ貶める発言である。被告の答弁書には、顕著な特徴がある。『原告の個人的意見である』、『意味不明で認否が出来ない』あるいは、単に『争う』とのみ述べる等々の判断が異常に多く、それらの言葉を除くなら、ほぼ論理の整合性がみられない。複数人で文筆しているとしても、事実を照らして陳述するなら整合性は保たれるはずであるので、その点からも信頼度の低いものである。

平成25年12月9日以降、固定勤務先実収入に対する課税比率が100%を超え、特別の事情として、岡山東税務署長に対し、課税の見直し・面談要請・納税猶予申請を求めてきた経緯がある。数十頁に及ぶ資料（個人情報）も提出している。しかしながら、無対応であったため、平成25/26/27年分所得税等賦課決定処分等につき、それぞれ、異議申立・審判請求を経て、訴訟を提起、係争中である（平成25年分に関しては不当利得返還請求事件、平成26/27年分は取消請求事件）。現行課税は未確定であるが、毎年、無申告税等を課しての決定通知書が送付され、不適法課税が負荷され続けている。本訴は、被告に対し課税の見直し（再度考慮機能）を求め、原告の負う多額の不適法課税という不利益の救済（包括的救済機能）を求めるものであり、正しく、行為の違法確認訴訟の機能に適合する。

以上、要約する。行為の違法確認訴訟は、適法維持機能、再度考慮機能、予防的救済機能、包括的救済機能を有し、同確認訴訟は、法律関係訴訟を提起しにくい案件において機能を発揮することは勿論、法律関係訴訟を提起できる場面でも法律関係訴訟が有しない機能を発揮するものであり、行為の違法確認訴訟が有する意義である。再度考慮機能と包括的救済機能は確認の利益を肯定付ける要素であるが、被告の立場を有利とする法規でなくとも、関係法規は尊重されなければならない。

4. 本訴における確認の利益について

本訴において、確認の利益として提示した各々の項目について陳述する（表1）。本訴において、訴状における確認の利益の記載には重複があるので、改変した（項目については、5→3項目とした）。

表1. 確認の利益

1	連帯保証による給与差押にて固定勤務先の実収入に比する課税率が100%を超えていることは特別の事情である。現行課税については係争中であり未確定である。面談要請・説明義務履行・納税猶予申請は一方向的に却下され、毎年、無申告・延滞税を賦課した決定がなされ、督促状・債権差押予告通知が行われ続け、不適法課税が膨張され続けているのは、現実的な不安・危機である。 ・現行課税の見直しは、再度考慮機能であるので、確認の利益の要素である。
---	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・不適法課税の膨張を正当な課税に戻すことによる救済は、包括的救済機能であるので、確認の利益の要素である。
2	<p>差押調書謄本と債権差押通知の同日交付（権利侵害）、課税の根拠に対する説明不履行、国税不服未採決下での充当・供託の強行等々、適正な手続きを欠く徴収行為は、国税徴収法違反・納税者権利憲章の理念の違反のみならず、適正な手続きを保障する憲法31条違反でもある。被告による不適法行為は権利侵害であり、派生する実害は現実的な不安・危機である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害の見直しは、再度考慮機能であるので、確認の利益の要素である。 ・行為の違法確認訴訟により現状回復がなされることにより、不当な不安・危機が除かれる。
3	<p>電話での依頼により、事情説明の数十頁に及ぶ資料を提出しているが、調査されることもなく放置されている。再三、返却要請しているが、未返却である。未返却もしくは紛失は、案件放棄と個人情報漏洩の両面から、不安と精神的苦痛を与え、この実害は、取り除かれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返却について再度考慮を求めるものであるので、確認の利益の要素である。 ・行為の違法確認訴訟により、個人情報保護法遵守、個人情報漏洩の可能性による不安・危機が除かれる。

確認の利益の有無は、(A) 解決手段として確認の訴えを選ぶことの適否（方法選択の適否）、(B) 確認対象としてどのようなものを選択するか（確認対象の適否）、(C) 解決すべき紛争の成熟性の観点（即時確定の利益）から判断される（高橋宏志 重点講義民事訴訟法）。

(A) 方法選択の適否について

確認訴訟以外の訴訟が進行中とはいえ、上記確認の利益の3項目はいずれも別訴において解決がみられるものではない。別訴において、裁判官は、事実の存否は論じない立場で、被告の違法行為についての判断を保留している。上記の確認の利益3項目は、審理対象外とされたのである。よって、『原告の違法行為の主張は全て棄却された』と主張しているのは、明らかな事実排斥である。法律関係訴訟においては、具体的な権利利益に限定され、原告が有する他の実態的な権利利益や手続き上の地位等は審理対象外となったのである。よって、本訴行為の違法確認は、方法選択の適否について、必然の提訴である。

(B) 確認対象の適否について

確認の利益を裏付けるものとしても、事実の確認は、正当かつ必要である（高橋宏志 重点講義民事訴訟法）。本訴の趣旨は、不適法徴収に因む行為の違法確認である。差押調書謄本作成から充当に至る過程における権利侵害、数多の国税徴収法及び通則法違反行為、充当・供託における事実歪曲及び作話、さらに、文書上の虚偽記載等々、諸々の行為の違法性を対象とするものである。被告のこれらの行為は、原告に対する現実的な脅威・危機をもたらすものであり、確認対象の適否についての要件を満たす。

(C) 即時確定の利益について

確定申告については、平成25年度以降、毎年、確定申告の期限内に、方法と金額において、正当な課税がなされた時点で、納税するという意思を伝え、異論があれば、返信下さいと、内容証明付

郵便で通知してきた。「納税に関して、正確で正当な納税を望むことは、国民の義務であり権利でもあるので、正当な納税額が提示されない間は、保留状態を望むことも正当性がある。納税の意志そのものは揺るぎないものだからである。よって、無申告加算・延滞のいずれにも該当しないので、無申告加算税、並びに、延滞税も派生するものではないこと」をも主張した（通知はその都度、内容証明郵便にて到達している）。「全ての文書に、異論があれば、説明及び要求を起こして下さい」と求めてきたが、被告からは何ら異論も要請もなされなかったので、申出は受諾されたと判断される。

しかしながら、岡山東税務署からは、『差押分（連帯保証）を実収入に算入し、固定勤務先実収入に対する課税比率が100%を超える現行課税』のまま、決定処分、無申告税・延滞税等の加算税賦課の通知が送付され続けた。現行課税率が不透明なままであるので、「課税の根拠となる正当な法律、法規」を具体的に明示されたいと説明を求めてきたが、回答なく無対応のままであることも、本訴の理由である。被告の行為が、未確定条件のなかで反復され、原告に対し複数の本来不要な負担を強いっている。確認の利益の要件を満たし、確認訴訟の審理対象であることは明らかである。

また、税務署の要請もあり数十頁に及ぶ資料を提出したが、資料提出後、放置されたままである。調査・分析等がなされず、納税者権利憲章・国税徴収法に照らし、明らかな職責怠慢である。さらに、資料の返却要請をしているが、未返却のままである。被告は未返却を認めている。未返却及び紛失は、あってはならない過失であり、その責任は存在する。個人情報漏洩の点からも、現実的な不安・危機でもあり、確認の利益にも強く関連する。

以上、諸々の理由により、本訴提訴は、適法である。

第1. 本件の事件記録符号は一般通常訴訟(〇〇)第●●号と裁判所で分類されており、行政事件(〇〇)第〇号とは符号されていない。よって、被告の行訴法4条に基づく主張はいずれも失当である。

1. 被告は(第1準備書面)、『(本訴を) 一般民事訴訟としての確認の訴えと解したとしても、あるいは行訴法上の不作為の違法確認の訴えと解したとしても・・・』、『・・・善解すれば、原告の言う行為の違法確認訴訟は、行訴法上の実質的当事者訴訟(行訴法4条後段)としての公法上の法律関係に関する確認の訴えと解せないではない』というが、同主張は、原告第1準備書面(第6.【答弁書第7原告の請求は理由がないこと】に対する反論)において指摘した証拠の意図的誤引用*と同じく、悪質であり、誤誘導ともいうべき前提のすりかえがなされているゆえに、被告の主張は、主張として成立せず、無効である。

*「本人限定受取郵便」の証拠は、【甲16、17】である。本人限定を外した通常の配達証明付郵便の、受取拒否の証拠は【甲18、19】である。被告は、主張を根拠付ける証拠として付加するにあたり、誤引用をしており、その主張は、却下されるべきである。

2. 繰り返すが、本件の事件記録符号は一般通常訴訟(〇〇)第●●号と分類されており、行政事件(〇〇)第〇号とは符号されていない。よって、本訴が一般民事訴訟としての行為の違法確認訴訟であることは明らかであるので、被告第1準備書面第1.に記載ある行訴法に基づく被告の反論部分は全て失当である。

3. 別件訴訟においても、裁判符号が、裁判所により(〇〇)とされた事実を、『不知』とした上で、訴訟分類について、『個人的見解である』等のあり得ない主張を行っている。前提のすりかえが、常套的に行われてはならないのは当然である。本訴においても、正しく、『一般通常訴訟(〇〇)第●●号』としての符号分類が尊重されなければならない。よって、本訴を行政訴訟とみなしての抗弁は、失当である。

4. 取消訴訟等別件訴訟においても、「国税徴収法等の法令に基づく被告の違法行為」、並びに、「内容証明付郵便等の証拠を提示しての被告の虚偽記載」に対し、被告は、『原告の個人的意見である』と主張した。さらに、『認否が出来ない』、『知らない』、理由等の記述なく、単に『争う』とのみ述べる等に終始している。被告に立証責任があるにも拘わらず、その責を果たしていないのである。

5. 被告同第1準備書面にて、『別件訴訟においては、その違法性の有無が主たる争点として審理され、その結果、本件各行為が違法であるなどという原告の主張は、いずれの訴訟においても排斥されている』と記述がなされたが、事実ではない。各違法行為について、裁判官は、その都度、その都度、『事実の存否は別にして』と前提している。つまり、違法確認については脇に置くという判断がなされたのが、事実である。よって、上記主張は、明らかに、事実歪曲であり、失当である。

6. 手続きの瑕疵、理由附記の不備を以って処分を違法とする最高裁判決（最高裁平成4年7月1日第法廷判決、最高裁昭和47年12月5日第三小法廷判決）等に違背することを以って、4別件訴訟は、それぞれ、上告、控訴し、係争中である。その点からも、本件各行為の違法性を主張する当方の主張が、『裁判所によって排斥されている』という被告の主張は、事実歪曲であり、無効である。
7. 別件訴訟においては、具体的な権利利益に限定され、原告が有する実態的な権利利益や手続き上の地位等は審理対象外となったものであるが、本訴・行為の違法確認訴訟においては、被告の行為そのものが、審理対象となる。本訴提起後も、被告は違法行為について立証責任を果たしていない。繰り返すが、本訴は無効確認の行政訴訟ではない。被告が犯した違法行為について、『違法でない』という立証責任を、被告は負う。
8. 被告は、本訴を、行政事件訴訟法3条、4条等に関連づけ、本訴の訴えを不適法であると主張している。行政訴訟における行政庁の勝訴率に鑑みても、本訴を何としても、行政訴訟との観点から、立証責任を免れたいとする意図さえ見られる。しかしながら、本訴は、行政訴訟ではないので、行為の違法確認訴訟の趣旨と機能に照らして、法的良心を以って、対応すべきである。裁判所においては、原告・被告双方によって、訴訟の性質が理解されるべきであり、対応困難だからと、被告によって、原告の訴訟を提起する権利が、不当に傷つけられるべきではない（憲法32条、三権分立）。
9. 被告第1準備書面（4頁上段）において、『被告の意見（回答の必要がないこと）を明らかにする』と記述しているが、本訴訟の被告として求められているのは、単なる「意見」ではない。まして、『回答の必要がない』などと、立証責任を免れる主張は、是認されるものではない。本件の訴えの意義を歪めるべきではなく、裁判所においては、三権分立、憲法32条に照らして、原告の訴訟する権利を奪うべきではない。

第2. 被告の「最高裁判決を引用する原告の主張の誤り」は、本件論稿の誤解・曲解に基づくもので、本訴において、確認の利益の要件は充足される。

1. 被告は、村松暁氏の「行為の違法確認の可能性」（以下、本件論稿 乙37号証）を「行政事件訴訟に関する論稿」と記述しているが、誤記述である。行政事件訴訟に関する論稿ではなく、行訴法上の不作為の違法確認の訴えが棄却された場合、『一般民事訴訟としての行為の違法確認の訴えが成立する可能性』を示唆した論文である。被告の曲解を指摘するためにも、被告の「最高裁判決を引用する原告の主張の誤り」における当該事例と事例分析における本件論稿の主旨を、以下に提示する。

表1. 本件論稿における当該事例と事例分析

事例 P 2 7	④不作為の違法確認等請求事件（最判平成7・3・23） 被告は開発行為をするために都市計画法29条所定の開発行為許可申請の事前
-------------	---

	<p>準備として、上告人市長及び組合消防長に対して同意及び協議を求めたが不同意回答を受けたため、上告人らに対して1次的に不同意回答は処分にあたらないとして不作為の違法確認を求め、2次的に不同意回答が処分にあたるとしてその取消を求め、3次的に同意及び協議が義務であるとして履行を求めた事案である。第1審判決は処分性を否定し、原判決は処分性を肯定したところ、上告人市に対して国家賠償請求した裁判の上告審は、同法32条の同意を拒否する行為は抗告訴訟の対象となる処分には当たらないとして、原判決中、上告人敗訴部分を破棄した。</p>
<p>事例分析 P39</p>	<p>④不作為の違法確認等請求事件（最判平成7・3・23）</p> <p>この事案で、不同意行為の違法確認訴訟を提起したとする。</p> <p>対象の適切性の観点からどうか。この事案における紛争の発端は、都市計画法32条所定の同意を拒否したことに求められる³⁰都市計画法30条2項より。仮に不同意行為の違法確認の判決が出た場合、公共施設な管理者である盛岡市長に、当該同意をするかどうかについて、再度考慮させることを意味する。そうすることで、当該不同意行為に起因する、適法に開発許可の申請ができないといった不利益^{綿引万里子 判解}が解消することとなる。そのため、当該不同意行為の違法確認は、紛争の抜本的解決のため最も適切かつ必要である。従って、対象の適切性は充足する。従って、訴訟要件も充足する。そのため、④の事例において、再度考慮機能は発揮される。また、再度考慮機能は、確認の利益の肯定に結びついていると言える。</p>

2. 本件論稿は、「最高裁平成7年判決」で、行為の違法確認訴訟を提起したとするとして、行為の違法確認訴訟の可能性を検討した論文である。その結果、『都市計画法30条』、及び『綿引万里子 判解 最判解』に示された消極的見解に照らし、訴訟要件を充足し、確認の利益に結びついているとしているのである。同一般民事訴訟としての同違法確認は、紛争の抜本的解決のため最も適切かつ必要であり、対象の適切性は充足され、再度考慮機能は発揮されるというのが、本件論稿の主旨である。被告の「最高裁判決を引用する原告の主張の誤り」こそ、不正認識である。よって、被告の『最高裁平成7年判決が、不同意行為の違法確認訴訟なるものの訴訟要件を満たすなどと判示したものではないことは明らかである』等々の被告の主張は、明らかに本件論稿の前提を曲解利用するものであり、不当である。

第 6. 確認の利益について

被告第 1 準備書面に、『行為の違法確認訴訟なる訴訟類型も、訴訟としていかなる法的性格を有するのか判然としないが・・・』との記載がある。行為の違法確認訴訟は、行政の行為を争う訴訟、「行為訴訟」と位置付けられる。そして、行為訴訟に対する訴訟類型は、行政に関する法律関係の存否等を争う訴訟、「法律関係訴訟」である。法律関係訴訟においては、原告が有する個別具体的な権利利益外の実態的な権利利益や手続上の地位等は審理の対象外とされる。一方、行為訴訟においては、個別具体的な権利利益外の実態的な権利利益や手続上の地位等が、審理の対象とされる。

1. 確認の利益の有無は、確認対象、方法選択、即時確定の利益から判断される。よって、本件は、十全に要件を満たすものである。行為の違法確認訴訟は、「行為訴訟（行政の行為を争う訴訟）」と位置付けられ、訴訟の対象は、行政庁の行った行為である。本訴は、正に、被告の違法行為を対象としているのであるから、確認対象の要件を満たす。
2. 行為の違法確認訴訟は、判断過程統制審査（最判平成 18・11・2 民集 60 卷 9 号）を行う。同審査は、判断過程において考慮されなかった事項、及び当該事項についての評価に着目する（他事考慮、評価の合理性欠如、考慮不尽等々）。よって、行為の違法確認訴訟は、当該行政庁の判断過程において考慮されなかった、原告の実態上の利益ないし手続的利益等に着眼して審査されるので、原告の実体法上の利益や手続的利益等が審査の範囲に含まれる。別件法律関係訴訟において、被告の違法行為については、「事実の存否は別にして」と審理の対象外とされた。よって、手続の瑕疵・個人情報保護・説明責任等々についての事実、経緯は、置き去りにされた状態である。そこで、被告の行為の違法性を巡る審理においては、本訴にて、事実、経緯を明らかにするべく、提訴したものである。被告側からも、証拠（本件論稿 村松暁氏の「行為の違法確認の可能性」乙 37 号証）が提出されており、行為の違法確認訴訟が有する機能については、是認されている。以上、別件訴訟において考慮不尽とされた被告の行為を本訴において審査し得るので、本訴は、方法選択としての要件を充足する。
3. 本訴において、被告の行為の違法確認がなされれば、
 - ・課税・納税における信頼関係が回復され、納得して納税することができる、
 - ・国家賠償請求認容事例（附表）に準じた提出資料の調査・分析がなされる
 - ・個人情報資料の返還がなされれば、原告の個人情報の漏洩・悪用の心配もなく、安心して暮らせる
 - ・一方的な無申告税、延滞税が賦課されることで負っている多額の税負担が軽減され、生活不安が減じる
 等々の確認の利益が得られる（表 4）。

表 4. 確認の利益の項目

1	給与差押（連帯保証）にて固定勤務先の実収入に比した場合に、課税率が 100% を越えるのは、一般社会的通念からみても、特別の事情である。現行課税については係争中であり、
---	--

	<p>未確定である。面談要請・説明要請・納税猶予申請等はいずれも却下の上、一方的に無申告税、延滞税が賦課され、その額が生活を脅かすものとなっている現況である。差押で引かれた額については、明らかに、本人の手に渡らないのであるから、それを「受領した額として、税を算定されること」で、子供の進学希望にも、学費の継続等が困難なため、実現できずにいるが、大きな不安要素となっている。病気がちで正規に働けない義弟の生活費に援助がいるが（同居しているため、生活保護が受けれない現況である）、援助が困難である。貯金がまったくできないので、将来どころか、現在、強い不安に苛まれ、妻が不眠・体調不良である。</p> <p>・面談実施・納税猶予等による現行課税の見直し（再度考慮機能）、結果としての債務の猶予は（包括的救済機能）は、いずれも、確認の利益の要素である。</p>
2	<p>電話での依頼により、事情説明の数十頁に及ぶ資料を提出しているが、調査されることもなく放置されている。再三、返却要請しているが、未返却である。未返却もしくは紛失は、案件放棄と個人情報漏洩の両面から、不安と精神的苦痛を与え、この実害は、取り除かれるべきである。</p> <p>・返却による個人情報の保護、個人情報漏洩の可能性の除去（適法性維持機能、予防的救済機能）は、確認の利益の要素である。</p>